

○山口県警察行方不明者発見活動指揮要綱

平成22年3月17日
山口生企第241号
山口生地第99号
山口刑企第150号
山口刑捜一第120号
山口刑鑑第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第5条第2項の規定により、警察署長（以下「署長」という。）が指揮すべき事項、指揮の方法、事案指揮簿の様式その他指揮に関し必要な事項を定めるものとする。

(署長の指揮)

第2条 署長は、警察署において認知したすべての行方不明者発見活動に係る事案（以下「行方不明者発見活動事案」という。）を指揮するものとする。

2 署長が指揮すべき事項は、別表のとおりとする。

3 署長は、所属の警察職員を指揮監督し、これを相互に連携させるなどにより、行方不明者発見活動の適切な実施を確保するものとする。

(指揮の代行)

第3条 警察署の副署長若しくは次長又は行方不明者発見活動事案を主管する課（以下「署事案主管課」という。）の警部以上の階級にある警察官（以下「副署長等」という。）は、署長の指揮を受けるいとまがないとき又は署長が不在その他の理由により指揮することができないときは、行方不明者発見活動事案の指揮を代行できるものとする。この場合において、副署長等は、事後速やかにその旨を署長に報告しなければならない。

(指導及び調整)

第4条 警察本部の行方不明者発見活動事案を主管する課の長は、行方不明者発見活動事案に関し、署長の指揮が円滑に行われるよう、必要な指導及び調整を行うことができる。

(行方不明者発見活動事案指揮簿の取扱い)

第5条 署長は、行方不明者発見活動事案に関し、指揮伺いに基づき指揮した事項を行方不明者発見活動事案指揮簿（別記様式）に記載しておかなければならない。

2 署事案主管課の長は、行方不明者発見活動事案指揮簿を適正に保管しなければならない。

別表（第2条関係）

署長指揮事項

- 1 他の署長との事案の引継ぎ
- 2 特異行方不明者の判定
- 3 行方不明者に係る資料の公表
- 4 特異行方不明者の発見活動
- 5 特異行方不明者手配の解除
- 6 行方不明者の発見時等における届出人に対する通知
- 7 行方不明者届がなされていない場合等の特例措置
- 8 その他行方不明者発見活動につき指揮を要すると認められる事項